

2024年 4月

お客さま 各位

東北労働金庫

2024年12月法改正にかかる一部 iDeCo ご加入者さまへの 国民年金基金連合会からの通知（お手続きのお願い）の送付について

いつも“ろうきん”をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、現在 iDeCo にご加入いただいております一部ご対象者さま宛に、iDeCo の実施機関である国民年金基金連合会より、通知が發送されることとなりました。

対象の通知がお手元に届いたお客さまにつきましては、大変お手数をお掛けいたしますが、お取引のろうきん営業店にご連絡をいただき、必要なお手続きをお取りくださいますよう、よろしく願いいたします。

【通知の概要】

① 通知の内容と送付対象のお客さま

2024年12月に控える法改正により、iDeCo ご加入者さまのうち、お勤め先にて確定給付型の他制度（※1）にご加入中（公務員を含む）かつ、毎月以外（年に1回や2回等の月別指定）の掛金拠出をされている場合、法改正以降は毎月定額での納付が必須となるため、拠出方法の切替のお手続きが必要となります。このため、対象のお客さまに対して事前の通知（手続きのご案内）が發送されます。

（※1）確定給付企業年金（DB）、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校共済組合、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金

② 發送時期

4月上旬頃

③ 通知をお受け取りになられた際のお手続き

通知をお手元にご用意のうえ、お取引のろうきん営業店にご連絡ください。必要なお手続きをご案内いたします。

（お手続きに必要な書類（掛金の変更届）は、本お知らせ文の添付資料より印刷・使用いただけます。）

【お問合せ先】

東北労働金庫営業統括部 エリア推進課

TEL 022-723-1330

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇〇市〇〇町1-1-1

〇〇 〇〇 様

(送付元)
国民年金基金連合会
確定拠出年金部

【お手続きのお願い】

「お勤め先で確定給付型の他制度（DB等）にご加入中」かつ
「iDeCoの掛金を『毎月定額』以外の方法で納付（年単位拠出）」されている方へ

個人型確定拠出年金（iDeCo）をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、令和6年12月施行により、確定給付型の他制度（※1）（以下、「DB等」といいます）にご加入する場合（公務員を含みます）のiDeCoの掛金の拠出限度額が見直され、DB等とiDeCoの掛金を合算して管理することになります（※2）。

これに伴い、DB等にご加入されている方は、iDeCoの掛金を必ず毎月定額で納付いただく必要がございます。

（※1）確定給付企業年金（DB）、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済組合、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金

（※2）令和6年12月施行により、iDeCoの掛金の拠出限度額は、「月額55,000円－（各月の企業型DCの事業主掛金額＋DB等
の他制度掛金相当額）」（上限20,000円）となります。

⇒ 詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html#202412>



つきましては、現在、「iDeCoの掛金を『毎月定額』以外の方法で納付」されている方は、以下（1）または（2）のとおり、「運営管理機関」にご連絡いただき、令和6年10月末までに、お手続きを行っていただきますようお願い申し上げます（国民年金基金連合会ではお手続きを承ることができません）。

なお、お手続きをいただけない場合、iDeCoの令和6年12月分掛金（令和7年1月引落とし）から、引落としが一時停止となりますので、ご承知置きください。

- 令和6年11月分掛金（令和6年12月引落とし）まで現在の納付方法を続け、令和6年12月分掛金（令和7年1月引落とし）から毎月定額で納付する場合（同時に掛金額を変更する場合を含む）
→専用の届出書を運営管理機関から入手して、運営管理機関へご提出ください。
（裏面は届出書の見本です。見本の中の【ご注意】の記載内容もご確認ください。）
- 上記（1）より前に、毎月定額で納付する場合→運営管理機関へお申出いただき、所定の手続きを行ってください。

基礎年金番号 1234-567890

加入者氏名 〇〇 〇〇

企業年金等の加入状況 △△ 〇〇〇〇〇〇〇〇

（本件に関する手続き・照会先）

運営管理機関 〇〇〇〇〇〇〇〇

運営管理機関連絡先 △△-△△△△-△△△△

（運営管理機関によっては、ホームページにお手続き方法や届出書が掲載されています。）

本状が届くまでに、既にお手続き済みである（毎月定額で掛金を納付している）、または現在はDB等に加入していない（最近お勤め先を退職した）等の行き違いがございましたら、失礼の段お詫び申し上げます。

裏面につづく

【月別→定額切替 事前受付専用】

見本

事務処理
センター用

扱

加入者掛金額変更届
(第2号被保険者用)

この届出書は第2号被保険者(会社員、共済組合員の方)のためのものです。

- ・この届出書は令和6年12月施行に伴い、令和6年12月分(令和7年1月引落し)掛金から納付方法を月別指定から毎月定額に変更するもので、加入者さまの運営管理機関あて令和6年10月末日までに、ご提出ください。
- ・なお、令和6年11月分(令和6年12月引落し)までは現在の月別指定のお届け内容で掛金の引落しが行われます。

届書コード 04091	届出区分 掛金額変更	身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。 届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。			
基礎年金番号	氏名	生年月日	性別		
見本		5:昭和 7:平成	年 月 日	1:男 2:女	
フリガナ	住所				
〒	都道府県 郡				
企業年金制度等		拠出限度額(月額)			
<input type="checkbox"/>	00 他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)	23,000円			
<input type="checkbox"/>	10 企業型確定拠出年金	20,000円			
<input type="checkbox"/>	11 企業型確定拠出年金および厚生年金基金	12,000円 ※ ※令和6年12月分から20,000円			
<input type="checkbox"/>	12 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金				
<input type="checkbox"/>	13 厚生年金基金				
<input type="checkbox"/>	14 確定給付企業年金				
<input type="checkbox"/>	15 石炭鉱業年金基金				
<input type="checkbox"/>	16 企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金				
<input type="checkbox"/>	50 国家公務員共済組合(長期)				
<input type="checkbox"/>	51 地方公務員共済組合(長期)				
<input type="checkbox"/>	52 私立学校教職員共済制度(長期)				
<input type="checkbox"/>	53 企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)				
掛金額区分 ※どちらか	令和6年12月分(令和7年1月引落し)から ①:掛金を毎月定額で納付します	令和7年1月引落しから 毎月の掛金額	千	円	
			0	00	

表面の下部記載の「企業年金等の加入状況」を参考にご記入ください

【ご注意】

- ・令和6年12月よりも前に毎月定額の納付方法に変更を希望する場合は、この届出書では手続きができませんので、加入者さまの運営管理機関あて別途お申し込みが必要です。
- ・なお、この届出書の提出後にIDeCo登録情報に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・また、企業年金等との合算管理の結果、掛金が自動減額または一時停止となる場合があります。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	事務処理センター
--------	----------

各種届書・添付書類	受付金融機関確認	事務確認
加入者月別掛金額登録・変更届	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>

令和6年12月施行対応
(令和7年から毎月定額納付へ切替専用)

受付金融機関	9: 令和	年	月	日	事務処理センター
--------	-------	---	---	---	----------

様式第 K-009B号 (2022.10)

(送付元)

国民年金基金連合会

電話: 0570-003-105 (コールセンター)

050 で始まる電話でおかけになる場合は

03-4333-0003

加入者掛金額変更届
(第2号被保険者用)

この届出書は第2号被保険者(会社員、共済組合員の方)のためのものです。

- この届出書は令和6年12月施行に伴い、令和6年12月分(令和7年1月引落し)掛金から納付方法を月別指定から毎月定額に変更するもので、加入者さまの運営管理機関あて令和6年10月末日までに、ご提出ください。
- なお、令和6年11月分(令和6年12月引落し)までは現在の月別指定のお届け内容で掛金の引落としが行われます。

届書コード 04091	届出区分 掛金額変更	身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。 届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。			
基礎年金番号		氏名		生年月日	性別
フリガナ		フリガナ		5:昭和 7:平成	1:男 2:女
住所					
フリガナ					
〒 連絡先電話番号 (- -)					
都道府県 市区町村					
企業年金制度等				拠出限度額(月額)	
<input type="checkbox"/>	00	他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)		23,000円	
<input type="checkbox"/>	10	企業型確定拠出年金		20,000円	
<input type="checkbox"/>	11	企業型確定拠出年金および厚生年金基金		12,000円 ※ ※令和6年12月分から20,000円	
<input type="checkbox"/>	12	企業型確定拠出年金および確定給付企業年金			
<input type="checkbox"/>	13	厚生年金基金			
<input type="checkbox"/>	14	確定給付企業年金			
<input type="checkbox"/>	15	石炭鉱業年金基金			
<input type="checkbox"/>	16	企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金			
<input type="checkbox"/>	50	国家公務員共済組合(長期)			
<input type="checkbox"/>	51	地方公務員共済組合(長期)			
<input type="checkbox"/>	52	私立学校教職員共済制度(長期)			
<input type="checkbox"/>	53	企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)			
掛金額区分 ※どちらか	令和6年12月分(令和7年1月引落し)から ①:掛金を毎月定額で納付します		令和7年1月引落しから 毎月の掛金額		
			掛金額変更	千	000円

【ご注意】

- 令和6年12月よりも前に毎月定額の納付方法に変更を希望する場合は、この届出書では手続きができませんので、加入者さまの運営管理機関あて別途お申し込みが必要です。
- なお、この届出書の提出後にiDeCo登録情報に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- また、企業年金等との合算管理の結果、掛金が自動減額または一時停止となる場合があります。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関

各種届書・添付書類	受付金融機関確認	事七確認
加入者月別掛金額登録・変更届	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>

受付金融機関	9:令和	年	月	日	事務処理センター
--------	------	---	---	---	----------

令和6年12月施行対応

(令和7年から毎月定額納付へ切替専用)